

令和7年4月
芦田川上流漁業協同組合
☎ (0847) 24-0442

漁協は県知事から漁業権免許を受けて活動しています。川や湖での漁業活動は増殖漁業と言い魚を捕る権利を免許される代わりに魚を増やす仕事をしています。川は海に比べ生産力(自然に魚が増える力)が限られています。その為漁協では人の手によって魚が捕り尽くされないよう、又いつでも魚が捕れるように放流したり産卵場を造ったり、魚を食べるカワウや外来魚を駆除したり、釣り人に釣りの規則を指導しながら川や湖の漁場を管理しています。漁協の目的は皆さんに魚を捕って食べて貰う事や漁業の生産能率を向上させる事であり、営利を目的としません。

＊ 私達は大切な芦田川をいつまでも守り未来へつなげます ＊

☀ ア ヌ 放 流

(小学校児童、保育所園児の放流体験)

4月24・25日 予定

◎インターネットで漁協の活動状況を開示しています。

Seraio.com/ashidagawa-joryugyokyo/

★魚種別増殖計画

魚 種	放 流 予 定	数 量	放 流 場 所
あ ゆ	4月(高梁川漁協)	400Kg	全 域
ふ な	5月(福山市芦田川漁協)	60kg	本 流 等
うなぎ	5月、10月(内水面漁連)	40kg	全 域

★ 遊 漁 行 使 期 間

魚 種	期 間
あ ゆ	あゆ解禁日から12月31日
う な ぎ	4月1日から9月30日（30cm以上に限る）
ふ な	通 年（6cm以上に限る）

◆ 行使規則の抜粋 ◆

★ 漁具・漁法の制限（漁獲量の制限はありません）

1. 建て網・かすみ(刺網)の解禁は8月1日。網目の細かい網は禁じます。
 2. 建て網の行使料は5,000円別納です。組合事務所に納付してください。

建て網とは定置網の一つで袋網とも言い、一定の場所に長期敷設するものを言う。
 3. 建て網・かすみ(刺網)は、1人2統以内です。
 4. 投網による漁法は、7月5日解禁です。
 - ・ アユ友釣り専用区域《田谷橋・伊達様宅間》は解禁日から7月31日まで投網の使用は出来ません。
 - ・ 網漁は日没から日の出までは禁じます。
 5. 三川ダム・八田原ダムでは、アユ・ウナギ・フナに限り、手釣り・竿釣り以外の漁法は、年間禁止です。
 6. 組合員によるヤナ漁は9月15日から12月31日迄幅2m長さ5m以下とします。
 7. 行使権を有する者は漁業実績を毎年3月末迄に組合へ報告しなければなりません。
- ※アユのルアー釣りは可能です。毛ばり釣り(朝夕)を推奨します。

👉 注意事項

1. 漁業行使に際しての事故は組合は関知しません。自己責任でお願いします。
2. 電線・崖崩れ等、危険な場所での漁業は禁じます。
3. 組合は、この規則に違反した者に対して当該漁業を停止させることがあります。
漁協の行使規則に従って下さい。
4. ダムの事前放流(洪水を防ぐため)があります。注意して下さい。
5. ころがしは針が川底に残るので注意して下さい。
6. 定款第15条、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款、行使規則(漁業権行使規則及び入漁権行使規則をいう)若しくは規約に違反し、その他組合の信用を著しく失わせるような行為をした時、総会の決議によって除名することができます。

 連絡事項

- 組合員脱退の申し出は、**10月末日までが年内脱退**となります。(死亡脱退は除く)
- 駐車場は、小谷、下津屋に用意しています。ご利用下さい。 トイレは、三川駅、梅谷、せら道の駅、矢野駅を利用して下さい。 ゴミは持ち帰りましょう。
- 県の補助事業でカワウの銃器駆除(早朝)を、4/末～10月頃まで行います。川沿いの方、ご協力よろしくお願いします。

❀ ❀ ❀ ❀ お し ら せ ❀ ❀ ❀ ❀

お盆(8月15日)には、三川ダムのご協力によりダム下流の流量調整を
していただくように予定しております。 子供さんやお孫さんと一緒に遊
泳を楽しんでください。

解 禁 日

つり : 6月 21日(土)日の出

投網 : 7月 5日(土)日の出

アユはサケ科に属し習性として遡上する。ダム湖のアユは4月下旬から6月中旬に遡上するが、ダム湖に留まるアユもいる。早めに遡上したアユはオオアユとなる。(20cm前後) 7月から9月頃のアユはほとんど移動しないで定着するが、石の表面に付着する藻類がない場所にはいない。9月下旬から11月に掛けてダムで産卵するため下りアユとなり、11月から12月頃孵化する。アユの遡上は止めてはならない。(天然アユ)



★ 内水面漁業規則の抜粋(禁止法)

- ① 水中に電流を入れる。 ② 瀬干漁法 ③ 水中鉄砲 ④ 追込漁法
⑤ びん潰け漁法 ⑥ 毒物 ⑦ 融雪剤の投入

◆ 参 考 ◆

★ 遊漁料(遊漁承認証)の額及び納付方法

◎ 遊漁料金表(組合員以外)

漁協の行使規則の範囲内で遊漁して下さい。

組合は遊漁者が規則に違反した時は直ちに遊漁の中止を命じ、その者に遊漁を拒絶することが出来る。遊漁とは営利目的、調査研究目的ではない。(レジャー)

種 別	遊 漁 料		魚 種	漁 具・漁 法
	年 間	1日当り		
1 号	6,000円	2,000円	あゆ	友釣・投網・ちよんがけ
			ふな	投網
2 号	3,000円	800円	ふな うなぎ	手釣・竿釣 うなぎ籠・つけ針・やす

1号券では2号券の遊漁も可能。遊漁料は増殖や漁場管理に係る費用について遊漁者にも応分の負担を求める趣旨のもので、費用に比べて妥当であることが要件である。

又遊漁者は採捕量の調査等へ協力するものとする。

◎ 遊漁料納付場所

住 所	納 付 場 所	電 話 番 号
世羅郡世羅町伊尾	芦田川上流漁業協同組合	0847-24-0442
世羅郡世羅町甲山	岡田理容院	0847-22-0680
世羅郡世羅町川尻	金光モーターズ	0847-22-0416
世羅郡世羅町伊尾	三川タクシー	0847-24-0511
府中市上下町矢多田	備後矢野駅	0847-62-2138
府中市上下町井永	法界山直販センター	0847-62-4559
世羅郡世羅町東神崎	キングフィツシュ	0847-22-3006
府中市上下町	ニューホープ	0847-62-3143
庄原市新庄町	フィッシングショップ めまた	0824-72-1767